

## 第1章

# 緑の基本計画の概要

---

## 1 計画改定の背景と目的

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市区町村が都市における樹林地などの緑地の保全や緑化推進などに関する方針を示し、中長期的な目標の基に緑豊かなまちづくりを総合的かつ計画的に実施していくためのマスタープランです。

本市は、東京都心から40km圏内に位置しているながら、利根川、鬼怒川、小貝川に囲まれ豊かな水辺環境を有しているとともに、台地の中心部に向かって谷津が形成されており、市街地を取り囲むように斜面林が連なり、豊かな水辺と緑に恵まれたまちです。このような特徴を持つ本市では、市制が施行された平成14(2002)年に「心やすらぐ緑の守谷」を将来像として掲げ「守谷市緑の基本計画」(以下、前計画という。)を策定し、目標年次を令和2(2020)年度として策定から約20年間、市民、事業者、行政一丸となり守谷の豊かで多様な水辺と緑を守り育ててきました。

一方で、前計画策定時以降、緑を取り巻く環境は大きく変化しています。人口減少を背景とした耕作放棄地や空き地の増加、量から質を重要視する価値観の変化などの全国的な傾向を受け、平成29(2017)年度には都市緑地法などの改正が行われています。

また、平成24(2012)年9月には、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、さらには平成28(2016)年11月には、環境省を含む関係省庁が「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を公表し、この中で地方公共団体における戦略や計画に生物多様性への配慮を組み込むことが重点施策の一つとして記載されています。守谷の豊かな水辺や緑は、多様な生物の住みかとなることから、緑の基本計画においても生物多様性へ配慮した緑地の保全・創出に、より一層取り組んでいく必要があるため、改定に合わせて生物多様性地域戦略と一体的な計画とすることで、緑地の保全とともに生物多様性保全に資する施策を検討します。

さらに、令和元(2019)年7月、国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が発表され、自然災害の激甚化や頻発化、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢に対応した新たな国土づくりにグリーンインフラを活用するための戦略が示されました。緑の基本計画は、市区町村の全体計画や他の部門別計画に対して、都市の自然環境の観点から提言する横断的役割を担ってきましたが、各種事業によって行われるグリーンインフラの整備の統一的な方向性を定めること、相互の機能を連結・統合してより大きな機能を発揮させるための施策を盛り込んでいくことがより重要であるとうたわれています。なお、本市では先進的にグリーンインフラの推進に取り組んでいることから、今回は計画改定に合わせて、グリーンインフラの未来につなぐ思想を取り込み、将来像や施策に反映しました。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組の検証を行った上で、生物多様性へのより一層の取組や、グリーンインフラへの取組などを反映し、生物多様性地域戦略を包含した第二次計画として策定しました。

■都市緑地法などの改正のポイントと概要

民間活力を最大限生かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成 29（2017）年に都市緑地法などの法律改正が行われました。

<都市緑地法> ●緑地・広場の創出

- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

<都市公園法など> ●都市公園の再生・活性化

- ・都市公園で保育所などの設置を可能に
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年）
- ・公園の活性化に関する協議会の設置

<生産緑地法・都市計画法・建築基準法> ●都市農地の保全・活用

- ・生産緑地地区の一律 500 m<sup>2</sup>の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に(300 m<sup>2</sup>を下限)
- ・生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置を可能に
- ・新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

出典：国土交通省資料を基に整理

## 2 計画期間と目標年次

本計画はおおむね 20 年後に当たる令和 22（2040）年度を目標年次とし、中間年次は令和 12（2030）年度とします。

ただし、今後の社会情勢などの変化に対応するため、上位計画などとの整合を図りながら、必要に応じて見直しを行うものとします。



図 1-1 計画期間と目標年次

## 3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、守谷市全域（35.71 km<sup>2</sup>）とします。



図 1-2 計画の対象区域  
(広域図)



※平成 31（2019）年 1 月撮影

図 1-3 計画の対象区域（空からみた守谷市）

## 4 対象とする緑

本計画で対象とする緑は、樹木や草などの植物によって覆われている土地、水辺・水面など、都市における自然的環境を構成する要素となるものであり、私たちが潤いや安らぎを感じるスペース、生き物の生息・生育地やレクリエーションの場などを含めて捉えます。具体的には、樹木・樹林地、河川、農地、公園、住宅の庭・生垣・屋敷林、社寺の樹木、学校などのグラウンド、公共公益施設の植栽、街路樹、緑道、工業団地や工場の植栽です。

また、これらの緑のうち、公園、公共公益施設などの施設の緑や、法律や条例などの制度によって確保されているものは、今後も残る可能性が高い制度上安定している緑といえます。

### ■緑の捉え方



- 樹木・草などに覆われている土地
- 水辺・水面
- 行政が所有し管理する施設
- 市民や事業者が所有し管理する施設

- |              |               |         |
|--------------|---------------|---------|
| ■ 樹木・樹林地     | ■ 河川          | ■ 農地    |
| ■ 公園         | ■ 住宅の庭・生垣・屋敷林 | ■ 社寺の樹木 |
| ■ 学校などのグラウンド | ■ 公共公益施設の植栽   | ■ 街路樹   |
| ■ 緑道         | ■ 工業団地や工場の植栽  | など      |



#### 制度上安定している緑

- 公園
- 公共公益施設の緑
- 社寺の緑
- 法律・条例などの制度によって確保されている緑

など

## 5 計画の位置付け

本計画は総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画などとの整合を図ります。改定に当たって本市で取り組んでいるグリーンインフラの考え方を再整理し位置付けるとともに、生物多様性地域戦略を包含する計画とします。

また、上位・関連計画における緑の位置付けとの整合を図り本計画を策定しました。

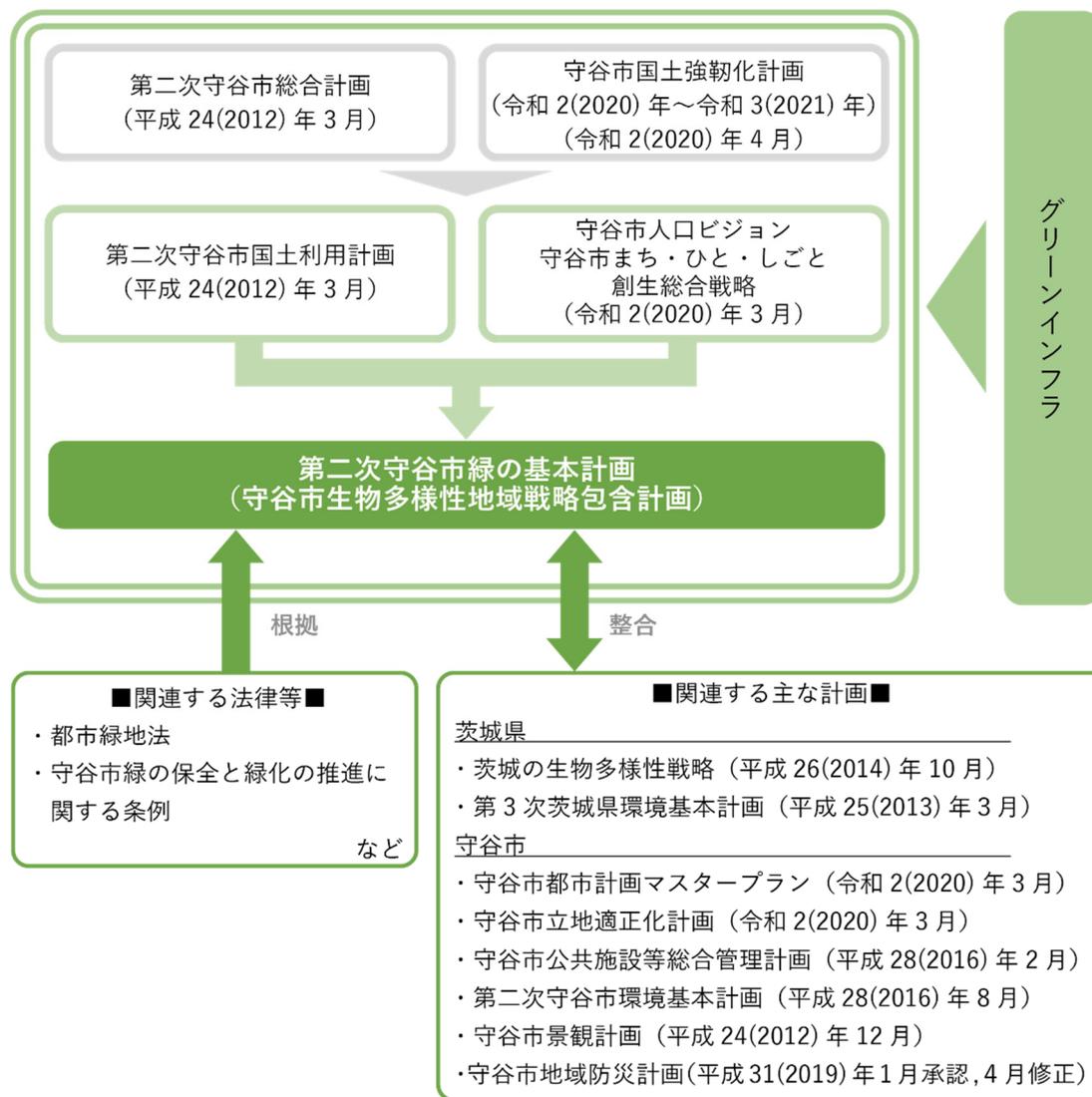


図 1-4 計画の位置付け

### ■上位・関連計画における緑の位置付け

- ・守谷市の原風景である水と緑の環境（斜面林、水辺の緑、農地）を保全し次の世代へ継承
- ・豊かな緑で囲まれる生活圏の景観形成
- ・市民・事業者・行政の協働による緑地の保全及び自然などとのふれあえる場の創造
- ・グリーンインフラ及び生物多様性への取組

## 6 生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

緑は、私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれるだけでなく、環境保全、防災・減災などの安全性の確保、景観形成、レクリエーションや学習の場、そして生物多様性への配慮の観点も含めた自然生態系サービスの保全など様々な役割を担っています。さらには、これらを守り育てるだけでなく、市の貴重な資源として多様な価値を見出し活用することで、生活満足度の向上やまちの魅力向上、それによる移住促進や雇用創出、担い手確保、地価向上など様々な効果、社会的課題への解決につながることを期待されます。

このように地域に多様な価値を生む、この緑を本市の大切な資源として捉え直し、これらの役割を最大限発揮させ、持続的なまちづくりに寄与していきます。そして、この思想こそが「グリーンインフラ」といえます。

### ■生物多様性とグリーンインフラに寄与する緑

#### 環境を維持・向上する

樹林地などには蒸発散や緑陰により空気を低温化する作用があり、さらにこれらの冷気を街路樹や河川などの緑やオープンスペースの連なりにより形成された「風の道」により市街地に送り込むことで、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。さらに、二酸化炭素の吸収や遮音、防風、防塵などにも優れた機能により、都市の環境を整える働きがあります。

#### 安全性を確保する

樹木には異常気象時等の土壌の流出防止による崖地の保全機能や、地震等の災害発生時の火災延焼防止機能、建物倒壊防止機能が認められる樹種もあることから、安全性の確保に大切な役割を果たします。また、公園などは避難路や避難場所としての機能も期待されます。

#### 郷土の景観を形成する

斜面林、屋敷林、社寺林などの緑は、そのまち特有の要素として、歴史的・文化的に良好な郷土の景観を形成している重要な資源であるといえます。

#### 自然とのふれあいレクリエーションの場を提供する

緑やオープンスペースは、地域交流や体験学習、その他イベント実施など、心身のリフレッシュや地域活力の増進に役立つレクリエーションの場を提供します。

#### 自然学習や環境学習の場を提供する

水辺や緑は、水循環などの自然の仕組みや生き物の生態など、自然が人の生活になくてはならないものであることを体験しながら学ぶことができる場を提供します。

#### 生物多様性への配慮 自然生態系を保全する

水辺や緑は、多様な生き物の生息・生育の場を提供しています。そして、このような場が広範囲に確保されることによって、豊かな生態系の保全や創出につながります。また、緑の存在によって自然の地表面が確保され、水循環の形成にも役立っています。

緑を“もりやの大切な資源”としてとらえ直し、  
多様な価値を見出し活用する

世代を超えて豊かな自然がつながる、持続可能な都市『もりや』づくりに寄与

グリーンインフラ

※生物多様性及びグリーンインフラの必要性については、本編末尾にて詳細に記載しています。

